五　通訳案内研修の実施方法に関する事項
六　通訳案内研修に関する料金及びその収納の方法に関する事項
七　通訳案内研修の内容及び時間に関する事項
八　登録研修教材に関する事項
九　修了試験の実施方法
十　修了証明書の交付及び再交付に関する事項
十一　研修業務に関する秘密の保持に関する事項
十二　研修業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
十三　不正な受講者の処分に関する事項
十四　その他研修業務に関し必要な事項

（研修業務の休廃止の届出）

第三十一条　登録研修機関は、法第四十二条の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を観光庁長官に提出しなければならない。

一　休止又は廃止しようとする研修業務の範囲
二　研修業務を休止又は廃止しようとする日
三　研修業務を休止しようとする期間
四　研修業務を休止又は廃止しようとする理由

（財務諸表等の閲覧の方法）

第三十二条　法第四十三条第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）

第三十三条　法第四十三条第二項第四号の国土交通省令で定める方法は、電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち、登録研修機関が定めるものとする。

一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

（帳簿の記載事項）

第三十四条　法第四十七条の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　通訳案内研修の料金の収納に関する事項
二　通訳案内研修の受講申請の受理に関する事項
三　通訳案内研修の証明書の交付及び再交付に関する事項
四　その他通訳案内研修の実施状況に関する事項

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）